

29経営第3242号
平成30年3月12日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について

農業委員会は、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第3の1の(3)のウ及び第4の規定に基づき、利用状況調査や荒廃農地の発生解消状況に関する調査（「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づく調査をいう。）の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、原則として当該調査を行った年内に、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされています。

しかしながら、これらの調査によって農地に該当しない旨が判明した土地について、農地台帳から除外されていないものが多数見受けられます。

このような状況を踏まえ、農業委員会の事務の適正かつ円滑な運用が図られるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき、国の考え方、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、下記のとおり通知しますので、貴管下農業委員会に通知していただくとともに、適切に指導いただきますようお願いいたします。

記

農地が森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況となっている場合には、農地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。）に該当しないものであり、このような土地を農地台帳に記載し続けることは農地台帳の正確な記録の確保が図られず、農業委員会の事務の的確な執行に支障を及ぼすおそれがある。

このため、農業委員会は、運用通知第3の1の(3)のウ及び第4の規定に基づき、既に森林の様相を呈しているなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、

- ① 運用通知第4の(4)の基準に従って対象地が農地に該当するか否かについて判断を行い（運用通知第4の(3)のア）、
- ② その結果、対象地が農地に該当しない旨の判断（以下「非農地判断」という。）をした場合は、対象地について、農地台帳の整理等を行うこととされている（運用通知第4の(3)のウ）ことから、

これらを適切に実施すること。

併せて、この非農地判断に関して、現場から様々な意見が寄せられていることから、今般、別紙のとおりこうした意見についての国の考え方を示すので、これを十分踏まえることとされたい。

(別紙)

非農地判断に関する現場からの意見について

1 現場からの意見について

非農地判断に関する現場からの意見について考え方を、それぞれ次のとおり示すので、留意されたい。

- ① 森林の様相を呈しているものの、所有者の意向によらず一方的に非農地判断を行うことに対する懸念があるとの意見
- ② 将来的には農地として再生される可能性があることから、非農地判断を行うことができないとの意見

【運用通知第4】

(3) 農業委員会は、農地に該当するか否かの判断を行う場合は、次に掲げる手続により行うこと。

ア 法第30条の利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査（「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づく調査をいう。）等を踏まえ、(4)の基準に従って対象地が農地に該当するか否かについて判断を行うこと。

イ 対象地が法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合又は法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可に付された条件に違反すると認められる場合は、農地に該当するか否かの判断を行わないものとする。

ウ アにより、対象地が農地に該当しない旨の判断をした場合は、対象地の所有者等及び都道府県、市町村、法務局等の関係機関に対してその旨を通知する（所在が分からない場合所有者等に対してはこの限りではない。）とともに、対象地について、農地台帳の整理等を行うこと。

(4) 農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のもは農地に該当するものとする。

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

⇒ ①の意見については、運用通知第4の(3)及び(4)のとおり、非農地判断は所有者等の意向で判断するものではなく、農業委員会が土地の現況を客観的に判断するものとしている。

⇒ ②の意見については、運用通知第4の(4)の「農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地」とは、基盤整備事業等の具体的な計画が策定されていない場合のほか、当該土地が農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第1項の規

定により市町村が定める農業振興地域整備計画において基盤整備等の対象地として定められていない場合であり、これらの計画の位置付けがない場合は、農地として再生される可能性がないものとなる。

- ③ 農業振興地域（農振法第6条第1項に規定する農業振興地域をいう。）内や農用地区域（農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある土地は、農業の振興を図るべきであり、たとえ森林の様相を呈していたとしても非農地判断ができないとの意見
- ④ 農用地区域内にある土地が自由に開発されてしまい、一体的な土地利用に支障を及ぼしたり、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすのではないかとの意見

【農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2の(1)の①】

ウ 「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「農地法の運用」という。）第4の(2)に基づき、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断された農用地区域内の土地が直ちに農用地区域から除外されることとなると、周辺の土地において営農活動を行っている農業者が不利益を被るだけでなく、農業振興施策を効率的に実施することができなくなるおそれがある。

このため、農地法の運用において「農地」に該当しないと判断された土地については、次のいずれにも該当する場合を除き農用地区域から除外せず、法第10条第3項に規定する「農用地等とすることが適当な土地」に該当するものとして、農用地区域に残置しておくことが適当であること。

- a 農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地
- b 当該土地を除外（除外後の開発行為を含む。）しても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがない土地（具体的には以下の(a)及び(b)のいずれにも該当する土地)
 - (a) 周辺の農業用排水施設等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない土地
 - (b) 周辺の農用地等において、土砂の流出・崩壊等の災害を発生させるおそれがない土地

- ⇒ ③の意見については、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知。以下「ガイドライン」という。）第16の2の(1)の①のウにおいて、農用地区域内の農地であっても非農地判断され得ることを前提に、その場合の留意事項が規定されているところであり、農用地区域内であっても非農地判断は行うものである。
- ⇒ ④の意見については、ガイドラインにより、農用地区域内で非農地判断を行った土地については、一体的な土地利用に支障を及ぼしたり周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、農用地区域に残置することとされており、非農地判断を行った土地が必ずしも農用地区域から除外されるものではない。農用地区域から除外されなかった場合は、非農地判断された土地であっても、農振法第15条の2に基づく開発行為の制限の対象となることから、すべからず開発行為が

可能となるものではない。

- ⑤ 農地転用許可がなくても農地以外に利用することが可能になることから、非農地判断ができない。特に、過去に農地転用許可がなされなかった土地を非農地判断を行うことについて整合性がとれないとの意見

⇒ ⑤の意見については、非農地判断は、人為的に農地を農地以外のものにしようとすることを規制する転用許可制度とは趣旨及び目的が異なるものである。また、農地法に遊休農地に関する措置が設けられたことにより、農地として利用せず、遊休化している場合には、利用意向調査や農業委員会による勧告等が制度化されており、意図的に管理を放置して森林の様相を呈するなど非農地と判断される状態へ至らせることは制度上防止し得ることから、非農地判断との整合性は問題とならない。

2 都道府県等による独自の運用等について

都道府県や市町村等において、非農地判断に関して独自の要領を定めて運用を行っている場合等においては、運用通知及び本通知と矛盾が生じないよう留意すること。